

放射線対策に関する要望

平成23年3月11日の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故発生以来、7ヶ月以上が経過いたしました。この間、茨城県内の多くの自治体は、放射線の空間線量測定並びに農作物、水産物及び土壌の放射性物質を測定するとともに、その結果を公表し、地域住民の安心確保に努めてまいりました。しかしながら、依然として、放射線の影響に対する住民の不安の声は多数寄せられており、最近は、子どもたちの内部被曝、食への安全・安心に関する意見が日ごとに増大しております。

このような中、県内の一部自治体では、除染に関する独自の基準を設け、地域住民の不安払拭に向けた取組を行っておりますが、放射線に対する施策は、従前より一括して国が講じてきたことから、地方自治体には限界があり、その対応・対策に大変苦慮しております。

また、今回の原発事故については、東京電力に第一義的な責任があることは明白であり、その責任において、誠実な対応が要求されているところであります。

よって、国においては、地域住民の安全・安心を確保し、特に子どもたちが元気に安心して生活ができるよう、また東京電力においては、国の実施する放射線対策等について、全面的に協力をするとともに汚染原因者としての責任を確実に果たすよう下記事項について強く要望いたします。

記

- 1 国及び東京電力は、あらゆる手段を講じ、一日も早い事態の収束解決に向け、最大限の努力を尽くすこと。
- 2 放射線が健康に与える影響を考慮し、放射線にかかる統一的でわかりやすい安全基準を早急に策定、公表するとともに、地方自治体に対し、その運用方法等について詳細な説明を行うこと。
- 3 放射線について、メディア等を活用して、健康や環境に及ぼす影響等に係る正しい情報を広報し、住民の不安払拭に努めること。

- 4 外部・内部被曝の影響評価について、国の責任において早急に策定するとともに、外部・内部被曝量を測定するため、病院などの医療機関において十分な検査体制を構築すること。
特に、児童、生徒及び乳幼児等を対象とした被曝量調査並びに必要なに応じ健康診断を実施し、その結果を公表すること。
- 5 汚染土壌、廃棄物、下水・浄水処理施設から発生する下水汚泥・浄水場発生土及びごみの焼却時に発生する飛灰等については、依然として地方自治体が処分等に苦慮している実態を踏まえ、国の責任において、早急に中間貯蔵施設の設置及び最終処分場の確保を図るなど、明確で具体的な方策を示すとともに、これらの処理等に関する経費を全額国の負担とすること。
- 6 農畜作物や水産物等の放射能検査を今まで以上にきめ細かく実施し、食の安全を確保すること。
- 7 放射線の影響により狩猟が減少し、これによってイノシシなどの有害鳥獣による農業被害等が増加していることから、捕獲及び処分に係る経費について、関係者や地方自治体の負担とならないよう国及び東京電力において財政措置を講じること。
- 8 地方自治体が講じた又は講じる予定の放射線対策費用は、全額国の負担とすること。
- 9 原発事故の発生に伴う地方税収の減少により被災自治体の財政は深刻な状況にあることから、国は確実な財政支援を講じること。
- 10 放射線対策に関する法令等を早急に整備すること。
- 11 国の示した「除染推進に向けた基本的考え方」、「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」に関する次の事項について、万全の措置を講じること。
 - (1) 市町村の除染計画の作成・実施に当たり派遣される専門家については、次に掲げる人材を早急に派遣すること。
除染の際に生じる土及び水の処理についてアドバイスできる人材

芝生・草地・グラウンド、砂場など多様なものが存在する公園の具体的な除染方法についてアドバイスできる人材

除染について国の負担の範囲を具体的かつ明確に示せる人材

(2) 国は、除染に係る全ての費用について、100%の財政措置を確実に講じること。

(3) 国は、「市町村による除染実施ガイドライン」に関する次の事項について、万全の措置を講じること。

個人の家屋、庭などの個人資産の除染等の費用について、100%の財政措置を確実に講じること。

森林の除染方法等を明確に示すとともに、除染に係る費用について、100%の財政措置を確実に講じること。

1.2 原発事故に伴う損害については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に示された損害のみならず、事故と相当因果関係が認められる損害を全ての対象とするとともに、早急に補償金全額を支払うなど、東京電力と国の責任において万全の補償を行なうこと。

特に、買い控えによる損害や商工観光業、企業誘致及び土地取引などにおける売上げ減少等について幅広く賠償の対象とすること。